

岡山県公報		発行	岡山県	目次	目次
目次		担当課（室）			
○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載）	【告示】	農政企画課			
	○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課			
○ "		長寿社会課			
○ 指定居宅介護支援の事業の廃止		道路整備課			
○ 道路の区域変更		"			
○ 道路の供用開始		港湾課			
○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分	【公告】	監理課			
○ 公共測量の実施		建築指導課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		"			
○ "	【公安委員会】	交通指導課			
○ 駐車監視員資格者に係る講習の実施	【内水面漁場管理委員会】	内水面漁場管理委員会			
○ 平成二十八年度における第五種共同漁業権魚種の増殖についての指示					

◎岡山県告示第六百十五号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表農林水産部の部岡山県地域先端技術共同研究開発促進事業費補助金の項を削り、同部フレッシュ農産物販売促進事業費補助金の項中

2 その他知事が
認める事業

を

2 新たな販路拡
大に向けた農林
水産物ブランデ
イング事業
3 その他知事が
認める事業

に、

間接補助事業費の
二分の一以内

を

1 及び3につい
ては、間接補助事
業費の二分の一以
内
2 については、
間接補助事業費の
二分の一以内又は
定額。ただし、五
百万円を限度とす
る。

に改め、同部農商工連携推進事業費補助金の項を削り、同

1 推進事業

部六次産業化ネットワーク活動交付金の項中

を

岡山県強い農業づくり交付金		農畜産物の高品質化、高付加価値化、低コスト化、食料流通の合理化等	
市町		農業・食品産業強化対策整備交付金	
村、農業協同組合、土地改良区その他知事が適当と認めるもの		1 産地競争力の強化 2 食品流通の合理化	
事業ごとに知事が定める額又は率			

に改め、同部岡山県強い農業づくり交付金の項を次のように改める。

1 支援体制整備事業
2 推進事業
3 整備事業（事業者タイプ）
4 整備事業（地域タイプ）

七 畜産特別支援資金

を

七 畜産特別支援資金
八 青年等就農資金

に、「及び三」を「三及び八」

に改め、同部農業信用基金協会特別準備金補助金の項中

2 整備事業

表農林水産部の部岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金の項中

鳥獣被害防止総合 支援事業
1 推進事業
2 整備事業

を

1 鳥獣被害防止 総合支援事業
(1) 推進事業
(2) 整備事業
2 鳥獣被害防止 緊急捕獲活動支 援事業

に、

1 補助対象経費 の二分の一以 内。ただし、鳥 獣被害対策実施 隊の取組及び新 規地区について は、二百万円以 内の定額
2 補助対象経費 の二分の一以 内。ただし、自 力施工について は、定額

を

1 の(1)について は、補助対象経費 の二分の一以内。 ただし、鳥獣被害 対策実施隊の取組 及び新規地区につ いては、二百万円 以内の定額
1 の(2)について は、補助対象経費 の二分の一以内。 ただし、自力施工 については、定額 2 については、 定額

に改め、同部岡山県経営体育成

交付金の項の次に次のように加える。

表農林水産部の部新規林業就業者確保・育成対策事業費補助金の項及び林業就労改善支援事業費補助金の項中「認定林業事業体」を「認定事業体」に改め、同部おかやまの木づくり推進事業費補助金の項を次のように改める。

				休解消	
				の十。ただし、十 万円を上限とす る。	
おかやまの木 づくり推進事 業費補助金		県産材製品等 に関する情報 発信及び普及 啓発による県 産材需要拡大 の促進	一般社 団法人 岡山県 木材組 合連合 会	県産材製品情報提 供・普及啓発事業 1 木づくり推進 協議会の設置及 び運営 2 県産材製品の 情報に関する資 料の作成及び普 及啓発	定額
市町村が整備 する公共施設 及び学校、社 会福祉施設等 の公共建築 物、観光地、 商店街等多数 の集客が見込 まれる公共的 な空間におけ る県産材利用 の促進	市町 村、公 共建築 物等に おける 木材の 利用の 促進に 関する 法律施 行令 (平成	公共空間木質化促 進支援事業	補助対象経費の二 分の一以内。ただ し、二百万円を限 度とする。		

普及及びJAS制度の	県産材サポートの資質の向上及び交流、情報交換等が図られる環境の整備	
団法人	一般社団法人岡山県木材組合連合会	二十二年政令第二百三号 第一条 各号に規定する建築物を整備する者、商工関係団体、町内会、NPO法人その他人が認める者
促進事業	県産材JAS取得	
定額	定額	

		S 認定取得の 促進	
岡山県	木材組	合連合	会

表農林水産部の部おかやまの木で家づくり推進事業補助金の項を次のように改める。

森林施業プラ ンナー育成支 援事業費補助 金	森林経営計画 を作成し、提 案型集約化施 業の中核を担 う森林施業プ ランナーの育 成	岡山県 林業労 働力確 保支援 センタ ー	森林施業プランナ ーの育成のための 個別指導	定額
---------------------------------	---	--------------------------------------	------------------------------	----

表農林水産部の部県産ヒノキ販路拡大等推進事業費補助金の項を次のように改める。

県産ヒノキ販 路開拓支援事 業費補助金	国内外への県 産ヒノキ製材 品のPR及び 販路拡大	一般社 団法人 岡山県 木材組 合連合 会	県産材新販路開拓 支援事業	定額
---------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	------------------	----

表農林水産部の部県民参加の森づくりサポート事業費補助金の項の次に次のように加える。

おかやまの木 で家づくり支 援事業補助金	木造住宅の普 及促進及び県 産乾燥材の使 用	県産乾 燥材を 使用し	おかやまの木で家 づくり支援事業	一 新築 二十万円 二 増築及びリフ
----------------------------	---------------------------------	-------------------	---------------------	--------------------------

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

金															おかやまの木 の住まい整備 促進事業補助				
															県産材の需要 拡大				
工業者 する施 ームを リフォーム しくは 増築若 築又は 宅の新 木造住 用した 以上使 一定量 燥材を 県産乾 対して 世帯に 代同居 は多世 世帯又 子育て															者の を行う ーム はリフ 若しく は増築 新築又 住宅の た木造				
															おかやまの木の住 まい整備促進事業				
と する。															一 新築 四十万円 二 増築及びリフ ーム 知事が別に定 める方法で算出 した額。ただし、 四十万円を限度 とする。				
															ーム 知事が別に定 める方法で算出 した額。ただし、 二十万円を限度 とする。				

業費補助金	CLT等産地 化形成促進事	CLT、重ね 梁等の普及を 図ることによ る県産材の需 要拡大	一般社 団法人 岡山県 建築士 会及び 一般社 団法人 岡山県 木材組 合連合 会	CLT等産地化形 成促進事業	定額
-------	------------------	---	---	-------------------	----

表農林水産部の部おかも元気な森づくり推進事業費補助金の項中

5 間伐コ－デ イ ネット推進事 業	5 間伐コ－デ イ ネット推進事 業	を	に、 「4及び5」を「及び4か 業
--------------------------------	--------------------------------	---	-------------------------

ら6まで」に改め、同部間伐等森林整備促進対策事業費補助金の項の次に次のように加える。

山火事予防総 合対策事業費 補助金	山火事予防地 域活動推進事 業	補助対象経費の二 分の一以内
少花粉スギ等 苗木生産支援	山火事の初期 消火体制の整 備	補助対象経費の二 分の一以内
少花粉スギ及 び少花粉ヒノ 山林種	岡山県	補助対象経費の二 分の一以内
2 機械導入費	1 苗畑整備費	補助対象経費の二 分の一以内

事業費補助金	キノ苗木及び コンテナ苗の 計画的かつ安 定的な生産体 制の構築	苗協同 組合	3 資材費

表農林水産部の部林地災害防止事業補助金の項の次に次のように加える。

生活環境保全 林木製施設老 朽化対策事業 補助金	木製施設の老 朽化対策	市町村	生活環境保全林内 に県が設置した木 製施設のうち、老 朽化したものの撤 去又は更新	補助基本額の二分 の一以内
-----------------------------------	----------------	-----	---	------------------

表農林水産部の部林地道整備事業補助金の項中「並びに山村地域の活性化、林業従事者の定住促進等を図るための生活環境基盤及び都市と山村の交流促進を図るための施設の

整備」を削り、	1 林道（森林管 理道、林業専用 道及び森林施業 道）	を	1 林道（森林管 理道）	に、
---------	--------------------------------------	---	-----------------	----

4 その他の林道	を	4 美しい森林づ くり基盤整備交 付金林道	に、「三分の二以内」を「五〇
		5 森林基幹林道	
		6 その他の林道	

パーセント以内」に、「市町村が行うものにあつては、補助基本額の五〇パーセント」

を「森林組合等が行うものにあつては、補助基本額の三分の二」に、

4 にあつては、
補助基本額の四五
パーセント以内。
ただし、過疎地域
及び振興山村地域
にあつては、補助
基本額の五〇パー
セント以内

を

4 及び 5 にあつ
ては、補助基本額
の五〇パーセント
以内。ただし、5
のうち、森林組合
等が行うものにあ
つては、補助基本
額の六五パーセン
ト以内
6 にあつては、
補助基本額の四五
パーセント以内。
ただし、過疎地域
及び振興山村地域
にあつては、補助
基本額の五〇パー
セント以内

に、

備	林道関連施設の整		林道の舗装
	補助基本額の四五 パーセント以内	補助基本額の三分 の一以内	1 にあつては、 補助基本額の五〇 パーセント以内 2 にあつては、 補助基本額の四五 パーセント以内

を

項の次に次のように加える。

間伐等森林整備事業（林道機能強化）補	森林整備の推進及び林業経営の合理化を	市町村
2 林道管理機能	1 林道アダプト推進事業	定額

林道関連施設の整備	補助基本額の四五パーセント以内。
1 作業ポイント整備	ただし、森林基幹道関連施設にあつては、補助基本額の五〇パーセント以内
2 接続路整備	
3 林業施設用地整備	
林道の舗装	1 にあつては、補助基本額の五〇パーセント以内
1 幹線林道	
2 その他の林道	2 にあつては、補助基本額の三分の一以内
林道の点検及び診断並びに保全整備	補助基本額の五〇パーセント以内

に改め、同部林道災害関連事業補助金の

1 作業ポイント整備	
2 接続路整備	
3 林業施設用地整備	

表農林水産部の部瀬戸内海環境美化推進事業補助金の項を次のように改める。

		瀬戸内海環境 美化推進事業 補助金
		瀬戸内海の環 境保全の推進
法人 認めた 必要と が特に は知事 組合又 業協同 会、漁 連合 同組合 漁業協	海洋レ ジャー 団体等	
海底ごみステーシ ョン整備促進事業		海面アダプト事業
の補助基本額の二分の一		補助基本額の十分 の十以内

助金	図るための林 道網の整備
強化事業	3 新たな路網計 画作成支援事業

◎岡山県告示第六百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 サッポロワイン株式会社

住 所 東京都渋谷区恵比寿 4 丁目 20 番 1 号

氏 名 代表取締役 小松 一郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 サッポロワイン株式会社岡山ワイナリー

所在地 岡山県赤磐市東軽部1556

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 4 5 号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	廃	止
種	類	10－ニ 飲料製造業の用に供する る過施設11		10－ニ 飲料製造業の用に供する る過施設11	
能	力	120 k l / 日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成28年 3 月 1 日		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年 3 月10日		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成28年 3 月25日		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続20時間		断続 6 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区	分	通	常	最
	水	量 (m ³ /日)	87	87	同左
	p	H	5～7	5～7	
	B	O D (mg/ℓ)	1,500	2,500	
	C	O D (mg/ℓ)	1,000	1,500	
	S	S (mg/ℓ)	1,000	1,500	
	油	分 (mg/ℓ)	2	2	
	T	－ N (mg/ℓ)	50	50	
	T	－ P (mg/ℓ)	10	10	
	大腸菌群数 (個/cm ³)		3,000	3,000	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年12月15日から平成28年1月5日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第六百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 天野実業株式会社

住 所 広島県福山市道三町 9－10

氏 名 代表取締役社長 兼光 宏美

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 天野実業株式会社岡山工場第 2 プラント

所在地 岡山県浅口郡里庄町里見 2751－1

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		廃 止	
種	類	2－ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 47)		2－ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 48)		3－ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 49)		2－ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 (No. 50)		2－ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 8)	
能	力	600 L／回		700 L／回		同左		120個／時		600 L／回	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		同左		同左		同左		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		同左		同左		同左		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 季節的変動なし		同左		同左		8～24時 16時間 季節的変動なし		8～17時 9時間 季節的変動なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4.5	8.5	7	12	7	12	1.5	2.5	4.5	7.5
	p H	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8
	B O D (mg／ℓ)	4,000	6,000	5,000	7,200	4,000	6,000	1,000	1,500	5,000	7,200
	C O D (mg／ℓ)	1,300	2,000	1,500	2,300	1,300	2,000	300	400	1,500	2,300
	S S (mg／ℓ)	550	900	400	700	550	900	280	400	400	700
	油 分 (mg／ℓ)	70	120	70	120	70	120	20	30	70	120
	T－N (mg／ℓ)	600	800	600	800	600	800	200	300	600	800
	T－P (mg／ℓ)	100	150	100	150	100	150	70	100	100	150
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

区		分	廃止		廃止		廃止		変更前		変更後	
種		類	3－ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 34)		3－ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 36)		2－ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 45)		2－ハ 畜産食料品製造業の用に供する湯煮施設 (No. 30)		同左	
能		力	600 L／回		400 L／回		1, 000 L／回		600 L／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日			－		－		－		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日			－		－		－		－		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			－		－		－		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			24時間 季節的変動なし		同左		同左		同左		8～24時 16時間 季節的変動なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)		4. 5	7. 5	4. 5	7. 5	5	8. 5	4	7. 5	4	6. 5
	p H		5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	5～8	同左	
	B O D (mg／ℓ)		5, 000	7, 200	4, 000	6, 000	5, 000	7, 200	5, 000	7, 200		
	C O D (mg／ℓ)		1, 500	2, 300	1, 300	2, 000	1, 500	2, 300	1, 500	2, 300		
	S S (mg／ℓ)		400	700	550	900	400	700	400	700		
	油 分 (mg／ℓ)		70	120	70	120	70	120	70	120		
	T－N (mg／ℓ)		600	800	600	800	600	800	600	800		
	T－P (mg／ℓ)		100	150	100	150	100	150	100	150		
	大腸菌群数 (個／cm³)		－	－	－	－	－	－	－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 31)		同左		2－ハ 畜産食料品製造業の用 に供する湯煮施設 (No. 35)		同左	
能	力	600 L／回		同左		400 L／回		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		着手後直ちに		－		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		完成後直ちに		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 季節的変動なし		8～24時 16時間 季節的変動なし		24時間 季節的変動なし		8～24時 16時間 季節的変動なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	4.5	7.5	4	6.5	4.5	7.5	3.5	5.5
	p H	5～8	5～8	同左		同左		同左	
	B O D (mg／ℓ)	5,000	7,200						
	C O D (mg／ℓ)	1,500	2,300						
	S S (mg／ℓ)	400	700						
	油 分 (mg／ℓ)	70	120						
	T－N (mg／ℓ)	600	800						
	T－P (mg／ℓ)	100	150						
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年12月15日から平成28年1月5日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び里庄町役場

◎岡山県告示第六百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所大樹

2 所在地

岡山県井原市芳井町築瀬三二三番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社大樹

2 所在地

岡山県井原市芳井町築瀬三二三番地

三 廃止年月日

平成二十七年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二九〇〇〇九六

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上稲木東江原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
井原市木之子町字小山二二三七三番三地从先まで	新	一一・四〇 二五・二	八五二・五	
井原市木之子町字小山二二三七三番三地从先まで	旧	四・二〇 一七・〇	八五二・五	

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 県道				
二 路線 名 水島港唐船線				
三 道路の区域				

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山児島線
三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
倉敷市菰池三丁目五〇四番一地从 倉敷市菰池一丁目四九九番二地先まで	倉敷市菰池三丁目五〇四番一地从 倉敷市菰池一丁目四九九番二地先まで	新	旧	九・五 （メートル） 二三・〇	三七・〇 （メートル）
倉敷市菰池三丁目五〇四番一地从 倉敷市菰池一丁目四九九番二地先まで	倉敷市菰池三丁目五〇四番一地从 倉敷市菰池一丁目四九九番二地先まで	旧	新	七・〇 （メートル） 二三・〇	三七・〇 （メートル）

別	新	旧	幅員	延長
倉敷市玉島乙島字大平七〇八番四地从 倉敷市玉島乙島字大平六二二番地先まで	二四・三 （メートル） 三一・五	二七・五 （メートル） 三六・八	四七・〇 （メートル）	四七・〇 （メートル）
倉敷市玉島乙島字大平七〇八番四地从 倉敷市玉島乙島字大平六二二番地先まで	二七・五 （メートル） 三六・八	二四・三 （メートル） 三一・五	四七・〇 （メートル）	四七・〇 （メートル）

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	県道		
路線名	上稲木東江 原線	岡山児島線	
区間	井原市木之子町字小山二三七三番三地先から 井原市木之子町字茶屋沼二五八七番二地先ま で	倉敷市菰池三丁目五〇四番一地先から 倉敷市菰池一丁目四九九番二地先まで	
供用開始 年 月 日	平成二十七年 十二月十 五日		

◎岡山県告示第六百二十一号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
宇野港フェリーターミナル北 県駐輪場		
二六インチ 銀	一台	玉野A二九一二八
二六インチ 銀	一台	
二六インチ 銀	一台	玉野A三〇六一九
二六インチ 銀	一台	岡山南C七〇一九二
二六インチ 白	一台	
二〇インチ 銀	一台	
二〇インチ 黒	一台	
二六インチ 青	一台	倉敷H四四六九八
二〇インチ 金	一台	
二六インチ 銀	一台	岡山南H四三六九八
二六インチ 焦げ茶	一台	玉野H〇一五九〇
二六インチ 銀	一台	
二六インチ 黒	一台	玉野A三一八三九
二六インチ 銀	一台	
二六インチ 黒	一台	玉野A三二五五六
二〇インチ 橙	一台	
二六インチ 黒・青	一台	玉野H〇一三二四
二六インチ 銀	一台	

二六インチ	オレンジ	一台	玉野〇一〇七一
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	紺	一台	倉敷H六二三三
二六インチ	焦げ茶	一台	玉野A二五五二八
二六インチ	黒	一台	
二六インチ	銀	一台	水島A八九四四三
二〇インチ	白	一台	
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	青	一台	
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	銀	一台	鶴見二二六六七
二〇インチ	黒	一台	玉野H〇〇九二七
二六インチ	銀	一台	岐阜県B六八〇七八〇
二六インチ	白	一台	
二六インチ	黒	一台	
二六インチ	オレンジ	一台	
二六インチ	紫	一台	香川県北F五六七五四
二六インチ	紫	一台	
二六インチ	銀	一台	玉野A三三二九一
二六インチ	黒	一台	玉野A二七一三三
二六インチ	赤	一台	玉野七八四〇七
二六インチ	白	一台	
二六インチ	紫	一台	
二六インチ	銀	一台	玉野H〇四八五八
二六インチ	赤	一台	玉野H〇五七四四
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	青	一台	
二六インチ	赤	一台	玉野A三四八二七
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	銀	一台	八尾二三九六六三

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二〇インチ	二六インチ	二六インチ
紫	白	黒	水色	紺	黒	銀	銀	アイボリー	オレンジ	銀	赤	黄	白	赤	紫	銀	赤	黒	ピンク	黒	白
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台
玉野A三一七二三	倉敷H四七一〇八		岡山南H一四六七五	岡山西D三四二〇〇	岡山西C〇五九七六一	玉野A二九五五一	玉野H〇一五七九	香川県A A〇一三五九		児島H〇四七六五			玉野H〇〇一七五	岡山西H七二一八六	岐阜県B五六六七三八	玉野A三五四五九	岡山西H五五四一八		玉野H〇〇一九四	玉野A一七三二六	香川県F〇三〇三三

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二〇インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二〇インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ
赤	銀	銀	赤	緑	銀	黒	白	グレー	青	青	銀	青	銀	黒	銀	赤	白	銀	緑	銀	青	銀	紫
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台
玉野H〇四九五三		玉野A三一六九二	玉野A二一一二九			岡山南H二一三三二一	玉野H〇三二〇一		玉野A三三二一〇		玉野A三三二〇九	玉野A三〇一三八	玉野A三一八五〇	玉野H〇六五三四		岡山南〇七四九〇六		玉野H〇一五八四		玉野A三三八三九		玉野九九六一三	玉野A一〇三二七

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ	二六インチ
赤	銀	白	赤	白	銀	紫	赤	紫	銀	黒	紫	赤	白	白	銀	黒	青	青	銀	緑	赤	青	黒	青	青	銀	銀	黒	銀
一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一台
千葉県⊗六六〇六		玉野A一七四三〇	玉野H〇六五七二		玉野H二〇七九九		玉野H〇二三七一		玉野H〇四一九三		香川県AB三〇四二四		香川県五二五二四	玉野A三二三六二	岡山西C〇六一二〇五				備前A二三六二五	福島県東〇〇二九六一	香川県北F一二四九四		玉野H〇二〇三四		岡山一五七三九七	玉野A三二七一五			

平成27年12月15日 岡山県公報 第11745号

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日
平成二十七年八月四日
三 放置されている場所

二六インチ	黄	一台	
二〇インチ	黒	一台	
二六インチ	赤	一台	玉野八七四二一
二六インチ	白	一台	愛媛県松東一一三七六二〇
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	白	一台	
二六インチ	銀	一台	玉野A三二四六九
二六インチ	白	一台	
二六インチ	グレー	一台	玉野H〇五一六二
二六インチ	黒	一台	
二六インチ	グレー	一台	香川県南F三三二四四
二六インチ	えび茶	一台	玉野H〇五七七九
二六インチ	黒	一台	
二六インチ	アイボリー	一台	玉野H〇七二九九
二六インチ	黒	一台	玉野H〇三二八九
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	銀	一台	
二六インチ	緑	一台	玉野H〇二九七〇
二六インチ	赤・銀	一台	玉野H〇二〇〇三
二六インチ	青	一台	
二六インチ	黒	一台	
二六インチ	黒	一台	玉野H〇六〇三二
二六インチ	白	一台	岡山西F三〇三九六
二六インチ	黒	一台	岡山南H三五九九八
二六インチ	赤	一台	
二六インチ	銀	一台	

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場
四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自転車を
処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二二一

〔五〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局苫田ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

測量区域	岡山県苫田郡鏡野町地先から岡山県津山市地先
測 量 の 種 類	公共測量・数値撮影（デジタル）、航空レーザ測量、写真地図作成
測 量 期 間	平成二十七年十二月四日から平成二十八年三月三十一日まで

〔五〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺庚砂三七〇一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野八四七一リバーサイド東祥D二〇一

櫻井 康司

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇一号

〔五〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市田井三丁目三二―五六

原 卓也

原 裕子

三 許可番号

岡山県指令建指第二二〇号

◎岡山県公安委員会告示第二百五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	平成二十八年二月十八日及び同月十九日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市北区御津中山四四番地三 岡山県運転免許センター三階 共用会議室及び四階小会議室
考查	平成二十八年二月二十九日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一〇八二四

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

3 提出方法

2の提出先へ持参すること。

なお、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

4 提出期間

平成二十八年一月十二日（火曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 受講定員

二十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

四 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 1の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

六 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受領後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 五の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
 - (1) 十八歳未満の者
 - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国
家公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行
うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の
指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過
しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 心身の障害により、確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断又は意
思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過

しない者

4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室及び県内の各警察署の交通課又は交通第一課の窓口で、二の4の提出期間内に交付する。また、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策室

電話番号 ○八六一二三四―〇一一〇（内線五一四一）

◎岡山県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百四十条第四項の規定により、平成二十八年度における第五種共同漁業権魚種の増殖について次のとおり指示する。

平成二十七年十二月十五日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 戸 田 博

平成28年度における第五種共同漁業権魚種の増殖指示

（単位：kg ただし、わかさは卵数について 単位：万粒）

漁業権番号	漁業協同組合名 （漁業権者名）	放			流		魚			種		代替措置可能魚種				
		あゆ	うなぎ	ふな	あまご	なまず	すつぽん	にじます	ぼら	もちこ	わかざぎ	はえ	てがめえび	もくずがに		
内共第1号	吉井川南部	1,400	50	40	—	—	10	50	30	—	—	80	—	50		
内共第2号	吉野川	1,800	50	40	400	—	—	50	—	—	—	90	—	15		
内共第3号	吉井川	1,800	40	30	350	—	10	—	—	—	—	100	—	10		
内共第4号	加茂郷	600	15	—	200	—	—	30	—	—	—	30	—	—		
内共第5号	久田川	500	15	—	150	—	—	—	—	—	—	30	—	—		
内共第6号	奥津川	350	—	—	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
内共第7号	旭川南部漁連	1,600	50	50	—	—	10	—	—	—	—	100	—	10		
内共第8号	旭川中央	2,100	100	200	600	—	—	100	—	—	—	50	—	—		
内共第9号	湯原	450	25	—	250	—	—	100	—	—	—	30	—	—		
内共第10号	旭川北	450	20	—	450	—	—	150	—	—	—	30	—	—		
内共第11号	高梁川	3,600	90	80	—	—	20	—	—	—	—	150	—	75		
内共第12号	小田川	400	25	—	—	—	10	—	—	—	—	30	—	15		
内共第13号	芳井町	400	15	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	—		

内共第14号	成	羽	川	1, 700	50	—	20	—	—	—	—	—	—	20	—	—	25
内共第15号	”	”		300	10	—	30	—	—	—	—	—	—	5	—	—	25
内共第16号	”			—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第17号	新		見	2, 400	35	—	700	—	—	—	—	—	—	50	—	—	
内共第18号	”			200	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第19号	番		川	—	10	280	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第20号	”			—	5	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第21号	児	島	湾	—	75	1, 400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
内共第22号	”	淡	水	—	15	600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

備考 はえ、てながえび及びもくずがにについては、漁業権番号ごとの指示量に応じて、次に掲げる方法により放流の代替措置を行うことができる。

(1) 産卵床造成 (はえ)

指 示 量	造成箇所数	造 成 基 準
1 ～ 50 kg	1	1 箇所当たり約500㎡の造成で約50kgの増殖とみなす。
51 ～100	2	
101 ～150	3	

(2) 産卵床造成 (てながえび)

指 示 量	造成束数	造 成 基 準
12 kg	10 束	ソダ10束の造成で約12kgの増殖とみなす。

(3) 親がに・C1 (甲幅約 3 mmの稚がに) 放流 (もくずがに)

指 示 量	親がに放流基準	C1放流基準
10 kg	親がに8. 4kgの放流で10kgの増殖とみなす。	C1、0. 13kgの放流で10kgの増殖とみなす。